

| 旧 | 新 | 備考(変更理由) |
|---|---|---|
| <p style="text-align: center;"></p> <p style="text-align: center;"><u>Fiimo モバイル通信サービス契約約款</u></p> <p style="text-align: center;">2021年5月1日</p> <p style="text-align: center;"><u>株式会社 STNet</u></p> | <p style="text-align: center;"></p> <p style="text-align: center;"><u>Fiimo モバイル通信サービス契約約款</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2021年7月30日</u></p> <p style="text-align: center;"><u>株式会社 STNet</u></p> | <p style="text-align: center;">適用日の変更</p> |

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

| 旧 | 新 | 備考(変更理由) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|------------------|---|------------------|---|-----------|---|---------|---|------------------|---|----------------|---|-------------|---|-------------|--|-----------|--|-------------|---|------------|---|---|----------|--|-------------|--|------------------|---|------------------|---|-----------------|--|-----------|---|---------|---|--------------|---|------------------|---|----------------|---|----------------|---|-------------|---|-------------|--|-----------|--|-------------|---|------------|---|---|
| <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="142 394 1291 1598"> <tr> <td>16 WIN約款</td> <td>特定携帯電話事業者（KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）のau（WIN）通信サービス契約約款</td> </tr> <tr> <td>17 au（LTE）通信サービス</td> <td>特定携帯電話事業者（KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）のLTE約款に定めるau（LTE）通信サービス</td> </tr> <tr> <td>18 au（WIN）通信サービス</td> <td>特定携帯電話事業者（KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）のWIN約款に定めるau（WIN）通信サービス</td> </tr> <tr> <td>19 FOMA約款</td> <td>特定携帯電話事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）のドコモFOMAサービス契約約款</td> </tr> <tr> <td>20 Xi約款</td> <td>特定携帯電話事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）のドコモXiサービス契約約款</td> </tr> <tr> <td>21 ドコモFOMA通信サービス</td> <td>特定携帯電話事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）のFOMA約款に定めるドコモFOMA通信サービス</td> </tr> <tr> <td>22 ドコモXi通信サービス</td> <td>特定携帯電話事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）のXi約款に定めるドコモXi通信サービス</td> </tr> <tr> <td>23 加入電話サービス</td> <td>電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第9条第1号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス（IP電話サービスを除きます。）</td> </tr> <tr> <td>24 IP電話サービス</td> <td>電気通信番号規則第9条第1号または第10条第2号に定める電気通信番号を用いて、端末系伝送路設備（事業法施行規則に定める端末系伝送路設備をいいます。）においてインターネットプロトコルにより提供される電気通信サービス（本条第54項に定めるものを除きます。）</td> </tr> <tr> <td>25 中継サービス</td> <td>電気通信番号規則第5条または第10条第3号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス</td> </tr> <tr> <td>26 携帯電話サービス</td> <td>電気通信番号規則第9条第3号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス</td> </tr> <tr> <td>27 PHSサービス</td> <td>電気通信番号規則第9条第4号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス</td> </tr> </table> | 16 WIN約款 | 特定携帯電話事業者（KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）のau（WIN）通信サービス契約約款 | 17 au（LTE）通信サービス | 特定携帯電話事業者（KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）のLTE約款に定めるau（LTE）通信サービス | 18 au（WIN）通信サービス | 特定携帯電話事業者（KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）のWIN約款に定めるau（WIN）通信サービス | 19 FOMA約款 | 特定携帯電話事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）のドコモFOMAサービス契約約款 | 20 Xi約款 | 特定携帯電話事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）のドコモXiサービス契約約款 | 21 ドコモFOMA通信サービス | 特定携帯電話事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）のFOMA約款に定めるドコモFOMA通信サービス | 22 ドコモXi通信サービス | 特定携帯電話事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）のXi約款に定めるドコモXi通信サービス | 23 加入電話サービス | 電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第9条第1号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス（IP電話サービスを除きます。） | 24 IP電話サービス | 電気通信番号規則第9条第1号または第10条第2号に定める電気通信番号を用いて、端末系伝送路設備（事業法施行規則に定める端末系伝送路設備をいいます。）においてインターネットプロトコルにより提供される電気通信サービス（本条第54項に定めるものを除きます。） | 25 中継サービス | 電気通信番号規則第5条または第10条第3号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス | 26 携帯電話サービス | 電気通信番号規則第9条第3号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス | 27 PHSサービス | 電気通信番号規則第9条第4号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス | <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="1377 394 2525 1961"> <tr> <td>16 WIN約款</td> <td>特定携帯電話事業者（KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）のau（WIN）通信サービス契約約款</td> </tr> <tr> <td>17 au（5G）約款</td> <td><u>特定携帯電話事業者（KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）のau（5G）通信サービス契約約款</u></td> </tr> <tr> <td>18 au（LTE）通信サービス</td> <td>特定携帯電話事業者（KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）のLTE約款に定めるau（LTE）通信サービス</td> </tr> <tr> <td>19 au（WIN）通信サービス</td> <td>特定携帯電話事業者（KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）のWIN約款に定めるau（WIN）通信サービス</td> </tr> <tr> <td>20 au（5G）通信サービス</td> <td><u>特定携帯電話事業者（KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）のau（5G）約款に定めるau（5G）通信サービス</u></td> </tr> <tr> <td>21 FOMA約款</td> <td>特定携帯電話事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）のドコモFOMAサービス契約約款</td> </tr> <tr> <td>22 Xi約款</td> <td>特定携帯電話事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）のドコモXiサービス契約約款</td> </tr> <tr> <td>23 ドコモ（5G）約款</td> <td><u>特定携帯電話事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）の5Gサービス契約約款</u></td> </tr> <tr> <td>24 ドコモFOMA通信サービス</td> <td>特定携帯電話事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）のFOMA約款に定めるドコモFOMA通信サービス</td> </tr> <tr> <td>25 ドコモXi通信サービス</td> <td>特定携帯電話事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）のXi約款に定めるドコモXi通信サービス</td> </tr> <tr> <td>26 ドコモ5G通信サービス</td> <td><u>特定携帯電話事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）のドコモ（5G）約款に定めるドコモ5G通信サービス</u></td> </tr> <tr> <td>27 加入電話サービス</td> <td>電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第9条第1号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス（IP電話サービスを除きます。）</td> </tr> <tr> <td>28 IP電話サービス</td> <td>電気通信番号規則第9条第1号または第10条第2号に定める電気通信番号を用いて、端末系伝送路設備（事業法施行規則に定める端末系伝送路設備をいいます。）においてインターネットプロトコルにより提供される電気通信サービス（本条第54項に定めるものを除きます。）</td> </tr> <tr> <td>29 中継サービス</td> <td>電気通信番号規則第5条または第10条第3号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス</td> </tr> <tr> <td>30 携帯電話サービス</td> <td>電気通信番号規則第9条第3号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス</td> </tr> <tr> <td>31 PHSサービス</td> <td>電気通信番号規則第9条第4号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス</td> </tr> </table> | 16 WIN約款 | 特定携帯電話事業者（KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）のau（WIN）通信サービス契約約款 | 17 au（5G）約款 | <u>特定携帯電話事業者（KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）のau（5G）通信サービス契約約款</u> | 18 au（LTE）通信サービス | 特定携帯電話事業者（KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）のLTE約款に定めるau（LTE）通信サービス | 19 au（WIN）通信サービス | 特定携帯電話事業者（KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）のWIN約款に定めるau（WIN）通信サービス | 20 au（5G）通信サービス | <u>特定携帯電話事業者（KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）のau（5G）約款に定めるau（5G）通信サービス</u> | 21 FOMA約款 | 特定携帯電話事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）のドコモFOMAサービス契約約款 | 22 Xi約款 | 特定携帯電話事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）のドコモXiサービス契約約款 | 23 ドコモ（5G）約款 | <u>特定携帯電話事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）の5Gサービス契約約款</u> | 24 ドコモFOMA通信サービス | 特定携帯電話事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）のFOMA約款に定めるドコモFOMA通信サービス | 25 ドコモXi通信サービス | 特定携帯電話事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）のXi約款に定めるドコモXi通信サービス | 26 ドコモ5G通信サービス | <u>特定携帯電話事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）のドコモ（5G）約款に定めるドコモ5G通信サービス</u> | 27 加入電話サービス | 電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第9条第1号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス（IP電話サービスを除きます。） | 28 IP電話サービス | 電気通信番号規則第9条第1号または第10条第2号に定める電気通信番号を用いて、端末系伝送路設備（事業法施行規則に定める端末系伝送路設備をいいます。）においてインターネットプロトコルにより提供される電気通信サービス（本条第54項に定めるものを除きます。） | 29 中継サービス | 電気通信番号規則第5条または第10条第3号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス | 30 携帯電話サービス | 電気通信番号規則第9条第3号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス | 31 PHSサービス | 電気通信番号規則第9条第4号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス | <p>au（5G）約款の追加</p> <p>au（5G）通信サービスの追加</p> <p>ドコモ（5G）約款の追加</p> <p>ドコモ5G通信サービスの追加</p> |
| 16 WIN約款 | 特定携帯電話事業者（KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）のau（WIN）通信サービス契約約款 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 17 au（LTE）通信サービス | 特定携帯電話事業者（KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）のLTE約款に定めるau（LTE）通信サービス | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18 au（WIN）通信サービス | 特定携帯電話事業者（KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）のWIN約款に定めるau（WIN）通信サービス | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 19 FOMA約款 | 特定携帯電話事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）のドコモFOMAサービス契約約款 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20 Xi約款 | 特定携帯電話事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）のドコモXiサービス契約約款 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 21 ドコモFOMA通信サービス | 特定携帯電話事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）のFOMA約款に定めるドコモFOMA通信サービス | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 22 ドコモXi通信サービス | 特定携帯電話事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）のXi約款に定めるドコモXi通信サービス | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 23 加入電話サービス | 電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第9条第1号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス（IP電話サービスを除きます。） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 24 IP電話サービス | 電気通信番号規則第9条第1号または第10条第2号に定める電気通信番号を用いて、端末系伝送路設備（事業法施行規則に定める端末系伝送路設備をいいます。）においてインターネットプロトコルにより提供される電気通信サービス（本条第54項に定めるものを除きます。） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 25 中継サービス | 電気通信番号規則第5条または第10条第3号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 26 携帯電話サービス | 電気通信番号規則第9条第3号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 27 PHSサービス | 電気通信番号規則第9条第4号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 WIN約款 | 特定携帯電話事業者（KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）のau（WIN）通信サービス契約約款 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 17 au（5G）約款 | <u>特定携帯電話事業者（KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）のau（5G）通信サービス契約約款</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18 au（LTE）通信サービス | 特定携帯電話事業者（KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）のLTE約款に定めるau（LTE）通信サービス | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 19 au（WIN）通信サービス | 特定携帯電話事業者（KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）のWIN約款に定めるau（WIN）通信サービス | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20 au（5G）通信サービス | <u>特定携帯電話事業者（KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）のau（5G）約款に定めるau（5G）通信サービス</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 21 FOMA約款 | 特定携帯電話事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）のドコモFOMAサービス契約約款 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 22 Xi約款 | 特定携帯電話事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）のドコモXiサービス契約約款 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 23 ドコモ（5G）約款 | <u>特定携帯電話事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）の5Gサービス契約約款</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 24 ドコモFOMA通信サービス | 特定携帯電話事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）のFOMA約款に定めるドコモFOMA通信サービス | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 25 ドコモXi通信サービス | 特定携帯電話事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）のXi約款に定めるドコモXi通信サービス | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 26 ドコモ5G通信サービス | <u>特定携帯電話事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）のドコモ（5G）約款に定めるドコモ5G通信サービス</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 27 加入電話サービス | 電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第9条第1号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス（IP電話サービスを除きます。） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 28 IP電話サービス | 電気通信番号規則第9条第1号または第10条第2号に定める電気通信番号を用いて、端末系伝送路設備（事業法施行規則に定める端末系伝送路設備をいいます。）においてインターネットプロトコルにより提供される電気通信サービス（本条第54項に定めるものを除きます。） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 29 中継サービス | 電気通信番号規則第5条または第10条第3号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 30 携帯電話サービス | 電気通信番号規則第9条第3号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 31 PHSサービス | 電気通信番号規則第9条第4号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

| 旧 | | 新 | | 備考(変更理由) |
|--------------|---|--------------|---|------------------|
| 28 加入電話事業者 | 特定携帯電話事業者(KDDI株式会社及び株式会社NTTドコモに限ります。)または加入電話サービスを提供する協定事業者 | 32 加入電話事業者 | 特定携帯電話事業者(KDDI株式会社及び株式会社NTTドコモに限ります。)または加入電話サービスを提供する協定事業者 | 5G通信サービスに係る記載の追加 |
| 29 IP電話事業者 | 特定携帯電話事業者(KDDI株式会社及び株式会社NTTドコモに限ります。)またはIP電話サービスを提供する協定事業者 | 33 IP電話事業者 | 特定携帯電話事業者(KDDI株式会社及び株式会社NTTドコモに限ります。)またはIP電話サービスを提供する協定事業者 | |
| 30 中継事業者 | 特定携帯電話事業者(KDDI株式会社及び株式会社NTTドコモに限ります。)または中継サービスを提供する協定事業者 | 34 中継事業者 | 特定携帯電話事業者(KDDI株式会社及び株式会社NTTドコモに限ります。)または中継サービスを提供する協定事業者 | |
| 31 携帯電話事業者 | 特定携帯電話事業者および携帯電話サービスを提供する協定事業者 | 35 携帯電話事業者 | 特定携帯電話事業者および携帯電話サービスを提供する協定事業者 | |
| 32 PHS事業者 | PHSサービスを提供する協定事業者 | 36 PHS事業者 | PHSサービスを提供する協定事業者 | |
| 33 移動無線装置 | 本契約に基づいて、陸上(河川、湖沼およびわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。)において使用される無線送受信装置 | 37 移動無線装置 | 本契約に基づいて、陸上(河川、湖沼およびわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。)において使用される無線送受信装置 | |
| 34 端末設備 | 契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)または同一の建物内であるもの | 38 端末設備 | 契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)または同一の建物内であるもの | |
| 35 自営電気通信設備 | 電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの | 39 自営電気通信設備 | 電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの | |
| 36 SMS | 端末機器間で契約者識別番号を宛先にして短いテキスト(文字及び絵文字)をやり取りするサービス | 40 SMS | 端末機器間で契約者識別番号を宛先にして短いテキスト(文字及び絵文字)をやり取りするサービス | |
| 37 SIMカード | 契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社がFiimoモバイル通信サービスの提供のために契約者に貸与するもの | 41 SIMカード | 契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社がFiimoモバイル通信サービスの提供のために契約者に貸与するもの | |
| 38 au ICカード | SIMカードのうち、当社がFiimoモバイル通信サービス(Aプラン)の提供のために契約者に貸与するもの | 42 au ICカード | SIMカードのうち、当社がFiimoモバイル通信サービス(Aプラン)の提供のために契約者に貸与するもの | |
| 39 ドコモUIMカード | SIMカードのうち、当社がFiimoモバイル通信サービス(Dプラン)の提供のために契約者に貸与するもの | 43 ドコモUIMカード | SIMカードのうち、当社がFiimoモバイル通信サービス(Dプラン)の提供のために契約者に貸与するもの | |
| 40 端末機器 | 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年1月26日総務省令第15号)第3条で定める種類の端末設備の機器 | 44 端末機器 | 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年1月26日総務省令第15号)第3条で定める種類の端末設備の機器 | |
| 41 当社端末機器 | 当社が別に定めるところにより売り切りをする端末機器 | 45 当社端末機器 | 当社が別に定めるところにより売り切りをする端末機器 | |
| 42 自営端末機器 | 当社端末機器以外の端末機器 | 46 自営端末機器 | 当社端末機器以外の端末機器 | |
| 43 契約者回線 | 本契約に基づいて携帯電話事業者の無線基地局設備と本契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線 | 47 契約者回線 | 本契約に基づいて携帯電話事業者の無線基地局設備と本契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線 | |
| 44 他網契約者回線 | Fiimoモバイル通信サービスおよび特定携帯電話事業者のau(LTE)通信サービス及びドコモXi通信サービス以外の電気通信サービスに係る契約者回線(当社、特定携帯電話事業者または協定事業者が必要により設置する電気通信設備を含みます。)であって、WIN契約者回線(特定携帯電話事業者のWIN約款に定める契約者回線をいいます。以下同じとします。)及びFOMA契約者回線以外のもの | 48 他網契約者回線 | Fiimoモバイル通信サービスおよび特定携帯電話事業者のau(LTE)通信サービス、au(5G)通信サービス、ドコモXi通信サービス、ドコモ5G通信サービス以外の電気通信サービスに係る契約者回線(当社、特定携帯電話事業者または協定事業者が必要により設置する電気通信設備を含みます。)であって、WIN契約者回線(特定携帯電話事業者のWIN約款に定める契約者回線をいいます。以下同じとします。)及びFOMA契約者回線以外のもの | |

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

| 旧 | | 新 | | 備考(変更理由) |
|----------------|---|----------------|---|----------------------------|
| 45 他網公衆電話 | 特定携帯電話事業者（KDDI株式会社及び株式会社NTTドコモに限ります。）または協定事業者が街頭その他場所に電話機を設置して公衆の利用に供する電気通信サービス | 49 他網公衆電話 | 特定携帯電話事業者（KDDI株式会社及び株式会社NTTドコモに限ります。）または協定事業者が街頭その他場所に電話機を設置して公衆の利用に供する電気通信サービス | |
| 46 KDDI相互接続点 | KDDI株式会社がLTE約款以外の契約約款等（契約約款、料金表その他の電気通信サービスの提供条件を定める契約をいいます。以下同じとします。）により提供する電気通信サービス（au（WIN）通信サービスを除きます。）に係る電気通信設備とau（LTE）通信サービスに係る電気通信設備との間の接続点 | 50 KDDI相互接続点 | <u>KDDI株式会社がLTE約款以外の契約約款等（契約約款、料金表その他の電気通信サービスの提供条件を定める契約をいいます。以下同じとします。）により提供する電気通信サービス（au（WIN）通信サービス、au（5G）通信サービスを除きます。）に係る電気通信設備とau（LTE）通信サービスに係る電気通信設備との間の接続点</u> | au（5G）通信サービスに係る記載を追加 |
| 47 NTTドコモ相互接続点 | 株式会社NTTドコモがXi約款以外の契約約款等（契約約款、料金表その他の電気通信サービスの提供条件を定める契約をいいます。以下同じとします。）により提供する電気通信サービス（ドコモFOMA通信サービスを除きます。）に係る電気通信設備とドコモXi通信サービスに係る電気通信設備との間の接続点 | 51 NTTドコモ相互接続点 | <u>株式会社NTTドコモがXi約款以外の契約約款等（契約約款、料金表その他の電気通信サービスの提供条件を定める契約をいいます。以下同じとします。）により提供する電気通信サービス（ドコモFOMA通信サービス、ドコモ5G通信サービスを除きます。）に係る電気通信設備とドコモXi通信サービスに係る電気通信設備との間の接続点</u> | ドコモ5G通信サービスに係る記載を追加 |
| 48 他社相互接続点 | 当社または特定携帯電話事業者（KDDI株式会社及び株式会社NTTドコモに限ります。）と当社以外または特定携帯電話事業者（KDDI株式会社及び株式会社NTTドコモに限ります。）以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点。 | 52 他社相互接続点 | 当社または特定携帯電話事業者（KDDI株式会社及び株式会社NTTドコモに限ります。）と当社以外または特定携帯電話事業者（KDDI株式会社及び株式会社NTTドコモに限ります。）以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点。 | |
| 49 契約者回線など | (1) 契約者回線および契約者回線にパケット通信網を介して接続される電気通信網であって、当社または協定事業者が必要に応じ設置する電気通信設備 (2) 相互接続点 | 53 契約者回線など | (1) 契約者回線および契約者回線にパケット通信網を介して接続される電気通信網であって、当社または協定事業者が必要に応じ設置する電気通信設備 (2) 相互接続点 | |
| 50 契約者識別番号 | 電気通信番号規則に規定する電気通信番号または契約者回線を識別するための英字もしくは数字の組み合わせ | 54 契約者識別番号 | 電気通信番号規則に規定する電気通信番号または契約者回線を識別するための英字もしくは数字の組み合わせ | |
| 51 緊急通報通話 | 契約者回線（移動無線装置を利用しているものに限ります。）から電気通信番号規則第11条に規定する電気通信番号を用いて行う通話 | 55 緊急通報通話 | 契約者回線（移動無線装置を利用しているものに限ります。）から電気通信番号規則第11条に規定する電気通信番号を用いて行う通話 | |
| 52 有料情報サービス | 本サービスを利用することにより有料で情報等の提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金等の回収代行について当社の承諾を得たうえで提供するもの | 56 有料情報サービス | 本サービスを利用することにより有料で情報等の提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金等の回収代行について当社の承諾を得たうえで提供するもの | |
| 53 特定電気通信サービス | 特定携帯電話事業者のLTE約款及びXi約款に定める特定の電気通信サービスと同様 | 57 特定電気通信サービス | <u>特定携帯電話事業者のLTE約款、au（5G）約款、Xi約款、およびドコモ（5G）約款に定める特定の電気通信サービスと同様</u> | au（5G）約款、ドコモ（5G）約款に係る記載を追加 |
| 54 IP-VPN回線 | 当社がVPN-SIMを利用したデータ通信を提供するために、株式会社ケイ・オプティコムから別途調達して設置するデータ通信網 | 58 IP-VPN回線 | 当社がVPN-SIMを利用したデータ通信を提供するために、株式会社ケイ・オプティコムから別途調達して設置するデータ通信網 | |
| 55 VPN-SIM接続回線 | VPN-SIMとIP-VPN回線とを接続する電気通信回線 | 59 VPN-SIM接続回線 | VPN-SIMとIP-VPN回線とを接続する電気通信回線 | |
| 56 特定協定事業者 | 特定携帯電話事業者のLTE約款及びXi約款に定める特定の協定事業者と同様 | 60 特定協定事業者 | <u>特定携帯電話事業者のLTE約款、au（5G）約款、Xi約款、およびドコモ（5G）約款に定める特定の協定事業者と同様</u> | au（5G）約款、ドコモ（5G）約款に係る記載を追加 |
| 57 電話番号案内事業者 | 特定携帯電話事業者のLTE約款及びXi約款に定める電話番号案内事業者と同様 | 61 電話番号案内事業者 | <u>特定携帯電話事業者のLTE約款、au（5G）約款、Xi約款、ドコモ（5G）約款に定める電話番号案内事業者と同様</u> | |
| 58 料金月 | 1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間 | 62 料金月 | 1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間 | |

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

| 旧 | | 新 | | 備考(変更理由) |
|----------------|--|----------------|--|----------------|
| 59 ユニバーサルサービス料 | 事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金および負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づいて、当社が定める料金 | 63 ユニバーサルサービス料 | 事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金および負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づいて、当社が定める料金 | 5G通信サービスの記載を追加 |
| 60 消費税相当額 | 消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 | 64 消費税相当額 | 消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 | |
| 61 フィルタリングサービス | 本契約者の請求に基づき、青少年の育成のために不適切と判断される情報等を遮断するサービス | 65 フィルタリングサービス | 本契約者の請求に基づき、青少年の育成のために不適切と判断される情報等を遮断するサービス | |
| | | 66 5G通信サービス | 特定携帯電話事業者が提供する5G通信網を利用した電気通信サービスを使用して当社が提供する電気通信サービス | |

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

| 旧 | 新 | 備考(変更理由) | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|---|--|---|---|---|------------------------|--|----|------------|---|--|---|---|---|------------------------|--|
| <p style="text-align: center;">第 1 1 章 保守</p> <p>(修理又は復旧の順位) 第 5 5 条 当社は、当社の設置した設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 3 7 条 (利用の制限) の規定により優先的に取り扱われる Fiimo モバイルサービスの利用を確保するため、次の順位に従ってその設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。</p> <table border="1" data-bbox="124 541 1299 1186"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>修理又は復旧する設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 2 4 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第 1 順位となるものを除きます。)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの</td> </tr> </tbody> </table> | 順位 | 修理又は復旧する設備 | 1 | 気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの | 2 | ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 2 4 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第 1 順位となるものを除きます。) | 3 | 第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの | <p style="text-align: center;">第 1 1 章 保守</p> <p>(修理又は復旧の順位) 第 5 5 条 当社は、当社の設置した設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 3 7 条 (利用の制限) の規定により優先的に取り扱われる Fiimo モバイルサービスの利用を確保するため、次の順位に従ってその設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。</p> <table border="1" data-bbox="1359 541 2534 1186"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>修理又は復旧する設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 2 4 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第 1 順位となるものを除きます。)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの</td> </tr> </tbody> </table> | 順位 | 修理又は復旧する設備 | 1 | 気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの | 2 | ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 2 4 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第 1 順位となるものを除きます。) | 3 | 第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの | |
| 順位 | 修理又は復旧する設備 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 2 4 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第 1 順位となるものを除きます。) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 順位 | 修理又は復旧する設備 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 2 4 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第 1 順位となるものを除きます。) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2 特定携帯電話事業者の電気通信設備が故障し、または滅失した場合の修理または復旧の取り扱いについては、特定携帯電話事業者の L T E 約款または X i 約款に準ずるものとします。</p> | <p>2 特定携帯電話事業者の電気通信設備が故障し、または滅失した場合の修理または復旧の取り扱いについては、特定携帯電話事業者の L T E 約款、a u (5G) 約款、X i 約款、ドコモ (5G) 約款に準ずるものとします。</p> | <p>a u (5G) 約款、ドコモ (5G) 約款に係る記載を追加</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

| 旧 | 新 | 備考(変更理由) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|------------------|------------------|----|--|--|--|--|---------------------|---|------------|------------------|----|--|--|--|------------|--|---------|------------------|----|--|--|--|------------------------|
| <p>第1表 料金 第2 付加機能利用料 2 付加機能の種類等</p> <p>(ア) Aプランに係るもの</p> <p>(1) (2) (3) 以外のもの</p> <table border="1" data-bbox="210 474 1305 825"> <tr> <td data-bbox="210 474 403 709">i-フィルター for マルチデバイス</td> <td data-bbox="403 474 914 709">本契約者の請求に基づき、青少年の育成のために不適切と判断される情報等のフィルタリングなどを提供するサービスをいたします。ただし、Fiimo IoT SIM にかかる契約者回線は除きます。</td> <td data-bbox="914 474 1115 709">1 ライセンスごとに</td> <td data-bbox="1115 474 1305 709">350 円 (385 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 709 403 825">備考</td> <td colspan="3" data-bbox="403 709 1305 825">ア 本サービスにおける提供条件については、当社 i-フィルター for マルチデバイス利用規約に定めるところによります。</td> </tr> </table> | i-フィルター for マルチデバイス | 本契約者の請求に基づき、青少年の育成のために不適切と判断される情報等のフィルタリングなどを提供するサービスをいたします。ただし、Fiimo IoT SIM にかかる契約者回線は除きます。 | 1 ライセンスごとに | 350 円 (385 円) | 備考 | ア 本サービスにおける提供条件については、当社 i-フィルター for マルチデバイス利用規約に定めるところによります。 | | | <p>第1表 料金 第2 付加機能利用料 2 付加機能の種類等</p> <p>(ア) Aプランに係るもの</p> <p>(1) (2) (3) 以外のもの</p> <table border="1" data-bbox="1448 474 2546 1953"> <tr> <td data-bbox="1448 474 1641 709">i-フィルター for マルチデバイス</td> <td data-bbox="1641 474 2151 709">本契約者の請求に基づき、青少年の育成のために不適切と判断される情報等のフィルタリングなどを提供するサービスをいたします。ただし、Fiimo IoT SIM にかかる契約者回線は除きます。</td> <td data-bbox="2151 474 2353 709">1 ライセンスごとに</td> <td data-bbox="2353 474 2546 709">350 円 (385 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1448 709 1641 825">備考</td> <td colspan="3" data-bbox="1641 709 2546 825">ア 本サービスにおける提供条件については、当社 i-フィルター for マルチデバイス利用規約に定めるところによります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1448 825 1641 961">5G 通信オプション</td> <td data-bbox="1641 825 2151 961">特定携帯電話事業者が提供する au (5G) 通信サービスを Fiimo オプションとして提供するサービスをいたします。</td> <td data-bbox="2151 825 2353 961">1 契約ごとに</td> <td data-bbox="2353 825 2546 961">200 円 (220 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1448 961 1641 1953">備考</td> <td colspan="3" data-bbox="1641 961 2546 1953"> <p><u>ア au VoLTE に非対応の SIM ではご利用いただけません。</u></p> <p><u>イ 本オプションの利用申し込みにあたり、以下の条件を満たしていただく必要があります。</u></p> <p>(1) <u>当社との間で、Fiimo モバイル通信サービス契約約款に基づき、Fiimo 契約を締結されていること。</u></p> <p>(2) <u>Fiimo モバイル通信サービスの契約について、利用停止されていないこと。</u></p> <p>(3) <u>Fiimo モバイル通信サービスの利用料金その他支払債務をお支払期限内にお支払いいただいていること。</u></p> <p>(4) <u>本オプションを 5G 回線未対応端末でご利用の場合、利用制限、または通信ができない場合があることを承諾いただくこと。</u></p> <p>(5) <u>実際の通信速度は Fiimo 通信ネットワークの混雑状況等により左右されるため、Fiimo 通信サービスの混雑時間帯において、本オプションの利用により通信速度が改善するものではないことを承諾いただくこと。</u></p> <p><u>ウ 前項各号の申込条件を満たしていただいている場合であっても、お客さまが以下のいずれかに該当するときは、当社はお客さまからの本オプションへの利用申込をお断りさせていただくことがあります。</u></p> <p>(1) <u>過去に本規約、Fiimo モバイル通信サービス契約約款に違反したことがある場合、または当社からサービス利用契約を解除されたことがある場合。</u></p> <p>(2) <u>その他当社が不適切と判断した場合。</u></p> <p><u>エ 利用者は、利用料金として、サービス利用契約 1 契約につき料金表に定める月額料金を当社が別途指定する期日までに所定の方法により支払うものとします。</u></p> <p><u>オ 利用料金の課金開始は、利用契約の成立日 (Fiimo 契約と同時申込みの場合は、Fiimo 契約の利用開始日) とし、その利用日数に応じて日割します。</u></p> <p><u>カ 契約終了付きの利用料金は、その利用日数に応じて日割します。</u></p> </td> </tr> </table> | i-フィルター for マルチデバイス | 本契約者の請求に基づき、青少年の育成のために不適切と判断される情報等のフィルタリングなどを提供するサービスをいたします。ただし、Fiimo IoT SIM にかかる契約者回線は除きます。 | 1 ライセンスごとに | 350 円 (385 円) | 備考 | ア 本サービスにおける提供条件については、当社 i-フィルター for マルチデバイス利用規約に定めるところによります。 | | | 5G 通信オプション | 特定携帯電話事業者が提供する au (5G) 通信サービスを Fiimo オプションとして提供するサービスをいたします。 | 1 契約ごとに | 200 円 (220 円) | 備考 | <p><u>ア au VoLTE に非対応の SIM ではご利用いただけません。</u></p> <p><u>イ 本オプションの利用申し込みにあたり、以下の条件を満たしていただく必要があります。</u></p> <p>(1) <u>当社との間で、Fiimo モバイル通信サービス契約約款に基づき、Fiimo 契約を締結されていること。</u></p> <p>(2) <u>Fiimo モバイル通信サービスの契約について、利用停止されていないこと。</u></p> <p>(3) <u>Fiimo モバイル通信サービスの利用料金その他支払債務をお支払期限内にお支払いいただいていること。</u></p> <p>(4) <u>本オプションを 5G 回線未対応端末でご利用の場合、利用制限、または通信ができない場合があることを承諾いただくこと。</u></p> <p>(5) <u>実際の通信速度は Fiimo 通信ネットワークの混雑状況等により左右されるため、Fiimo 通信サービスの混雑時間帯において、本オプションの利用により通信速度が改善するものではないことを承諾いただくこと。</u></p> <p><u>ウ 前項各号の申込条件を満たしていただいている場合であっても、お客さまが以下のいずれかに該当するときは、当社はお客さまからの本オプションへの利用申込をお断りさせていただくことがあります。</u></p> <p>(1) <u>過去に本規約、Fiimo モバイル通信サービス契約約款に違反したことがある場合、または当社からサービス利用契約を解除されたことがある場合。</u></p> <p>(2) <u>その他当社が不適切と判断した場合。</u></p> <p><u>エ 利用者は、利用料金として、サービス利用契約 1 契約につき料金表に定める月額料金を当社が別途指定する期日までに所定の方法により支払うものとします。</u></p> <p><u>オ 利用料金の課金開始は、利用契約の成立日 (Fiimo 契約と同時申込みの場合は、Fiimo 契約の利用開始日) とし、その利用日数に応じて日割します。</u></p> <p><u>カ 契約終了付きの利用料金は、その利用日数に応じて日割します。</u></p> | | | <p>5G通信オプションの記載を追加</p> |
| i-フィルター for マルチデバイス | 本契約者の請求に基づき、青少年の育成のために不適切と判断される情報等のフィルタリングなどを提供するサービスをいたします。ただし、Fiimo IoT SIM にかかる契約者回線は除きます。 | 1 ライセンスごとに | 350 円 (385 円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | ア 本サービスにおける提供条件については、当社 i-フィルター for マルチデバイス利用規約に定めるところによります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| i-フィルター for マルチデバイス | 本契約者の請求に基づき、青少年の育成のために不適切と判断される情報等のフィルタリングなどを提供するサービスをいたします。ただし、Fiimo IoT SIM にかかる契約者回線は除きます。 | 1 ライセンスごとに | 350 円 (385 円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | ア 本サービスにおける提供条件については、当社 i-フィルター for マルチデバイス利用規約に定めるところによります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5G 通信オプション | 特定携帯電話事業者が提供する au (5G) 通信サービスを Fiimo オプションとして提供するサービスをいたします。 | 1 契約ごとに | 200 円 (220 円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | <p><u>ア au VoLTE に非対応の SIM ではご利用いただけません。</u></p> <p><u>イ 本オプションの利用申し込みにあたり、以下の条件を満たしていただく必要があります。</u></p> <p>(1) <u>当社との間で、Fiimo モバイル通信サービス契約約款に基づき、Fiimo 契約を締結されていること。</u></p> <p>(2) <u>Fiimo モバイル通信サービスの契約について、利用停止されていないこと。</u></p> <p>(3) <u>Fiimo モバイル通信サービスの利用料金その他支払債務をお支払期限内にお支払いいただいていること。</u></p> <p>(4) <u>本オプションを 5G 回線未対応端末でご利用の場合、利用制限、または通信ができない場合があることを承諾いただくこと。</u></p> <p>(5) <u>実際の通信速度は Fiimo 通信ネットワークの混雑状況等により左右されるため、Fiimo 通信サービスの混雑時間帯において、本オプションの利用により通信速度が改善するものではないことを承諾いただくこと。</u></p> <p><u>ウ 前項各号の申込条件を満たしていただいている場合であっても、お客さまが以下のいずれかに該当するときは、当社はお客さまからの本オプションへの利用申込をお断りさせていただくことがあります。</u></p> <p>(1) <u>過去に本規約、Fiimo モバイル通信サービス契約約款に違反したことがある場合、または当社からサービス利用契約を解除されたことがある場合。</u></p> <p>(2) <u>その他当社が不適切と判断した場合。</u></p> <p><u>エ 利用者は、利用料金として、サービス利用契約 1 契約につき料金表に定める月額料金を当社が別途指定する期日までに所定の方法により支払うものとします。</u></p> <p><u>オ 利用料金の課金開始は、利用契約の成立日 (Fiimo 契約と同時申込みの場合は、Fiimo 契約の利用開始日) とし、その利用日数に応じて日割します。</u></p> <p><u>カ 契約終了付きの利用料金は、その利用日数に応じて日割します。</u></p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

| 旧 | | 新 | | 備考(変更理由) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|---------------|----|-------------------|--------|---|--------|--|--------|-------------------------|---------|-------------------------------|---|------|----|--------|---|--------|--|--------|-------------------------|---------|-------------------------------|
| (2) 海外ローミング機能 | | (2) 海外ローミング機能 | | a u (5G) 約款の記載を追加 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 海外ローミング機能 | <p>ア 外国事業者（当社が別に定める者に限ります。）の電気通信設備から送信された契約者確認信号（外国事業者の電気通信設備において本契約者の移動無線装置を確認した信号をいいます。以下同じとします。）を認識することにより、その外国事業者の電気通信サービスの提供を受けることができるようになる機能をいいます。</p> <p>イ 本機能を利用して行う通信には、次の利用形態があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用形態</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内通話利用</td> <td>外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであって、国際通話利用以外のもの</td> </tr> <tr> <td>国際通話利用</td> <td>外国事業者の電気通信サービスにより当社が別に定める番号を付加して発信したもの</td> </tr> <tr> <td>着信通話利用</td> <td>外国事業者の電気通信サービスにより着信したもの</td> </tr> <tr> <td>海外SMS利用</td> <td>外国事業者の電気通信サービスによりSMS機能を利用したもの</td> </tr> </tbody> </table> | 利用形態 | 内容 | | 国内通話利用 | 外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであって、国際通話利用以外のもの | 国際通話利用 | 外国事業者の電気通信サービスにより当社が別に定める番号を付加して発信したもの | 着信通話利用 | 外国事業者の電気通信サービスにより着信したもの | 海外SMS利用 | 外国事業者の電気通信サービスによりSMS機能を利用したもの | <p>海外ローミング機能</p> <p>ア 外国事業者（当社が別に定める者に限ります。）の電気通信設備から送信された契約者確認信号（外国事業者の電気通信設備において本契約者の移動無線装置を確認した信号をいいます。以下同じとします。）を認識することにより、その外国事業者の電気通信サービスの提供を受けることができるようになる機能をいいます。</p> <p>イ 本機能を利用して行う通信には、次の利用形態があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用形態</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内通話利用</td> <td>外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであって、国際通話利用以外のもの</td> </tr> <tr> <td>国際通話利用</td> <td>外国事業者の電気通信サービスにより当社が別に定める番号を付加して発信したもの</td> </tr> <tr> <td>着信通話利用</td> <td>外国事業者の電気通信サービスにより着信したもの</td> </tr> <tr> <td>海外SMS利用</td> <td>外国事業者の電気通信サービスによりSMS機能を利用したもの</td> </tr> </tbody> </table> | 利用形態 | 内容 | 国内通話利用 | 外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであって、国際通話利用以外のもの | 国際通話利用 | 外国事業者の電気通信サービスにより当社が別に定める番号を付加して発信したもの | 着信通話利用 | 外国事業者の電気通信サービスにより着信したもの | 海外SMS利用 | 外国事業者の電気通信サービスによりSMS機能を利用したもの |
| 利用形態 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国内通話利用 | 外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであって、国際通話利用以外のもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国際通話利用 | 外国事業者の電気通信サービスにより当社が別に定める番号を付加して発信したもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 着信通話利用 | 外国事業者の電気通信サービスにより着信したもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 海外SMS利用 | 外国事業者の電気通信サービスによりSMS機能を利用したもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用形態 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国内通話利用 | 外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであって、国際通話利用以外のもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国際通話利用 | 外国事業者の電気通信サービスにより当社が別に定める番号を付加して発信したもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 着信通話利用 | 外国事業者の電気通信サービスにより着信したもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 海外SMS利用 | 外国事業者の電気通信サービスによりSMS機能を利用したもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

| 旧 | 新 | 備考(変更理由) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|------------------|------------------|----|--|--|--|--|---------------------|---|-----------|------------------|------------|--|---------|------------------|----|---|--|--|------------------------|
| <p>(イ) Dプランに係るもの</p> <p>(1) (2) (3) 以外のもの</p> <table border="1" data-bbox="210 359 1305 709"> <tr> <td data-bbox="210 359 418 594">i-フィルター for マルチデバイス</td> <td data-bbox="418 359 908 594">本契約者の請求に基づき、青少年の育成のために不適切と判断される情報等のフィルタリングなどを提供するサービスをいたします。ただし、Fiimo IoT SIMにかかる契約者回線は除きます。</td> <td data-bbox="908 359 1115 594">1 ライセンスごと</td> <td data-bbox="1115 359 1305 594">350 円 (385 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 594 418 709">備考</td> <td colspan="3" data-bbox="418 594 1305 709">ア 本サービスにおける提供条件については、当社 i-フィルター for マルチデバイス利用規約に定めるところによります。</td> </tr> </table> | i-フィルター for マルチデバイス | 本契約者の請求に基づき、青少年の育成のために不適切と判断される情報等のフィルタリングなどを提供するサービスをいたします。ただし、Fiimo IoT SIMにかかる契約者回線は除きます。 | 1 ライセンスごと | 350 円 (385 円) | 備考 | ア 本サービスにおける提供条件については、当社 i-フィルター for マルチデバイス利用規約に定めるところによります。 | | | <p>(イ) Dプランに係るもの</p> <p>(1) (2) (3) 以外のもの</p> <table border="1" data-bbox="1451 342 2546 1848"> <tr> <td data-bbox="1451 342 1641 688">i-フィルター for マルチデバイス</td> <td data-bbox="1641 342 2148 688">本契約者の請求に基づき、青少年の育成のために不適切と判断される情報等のフィルタリングなどを提供するサービスをいたします。ただし、Fiimo IoT SIM にかかる契約者回線は除きます。</td> <td data-bbox="2148 342 2356 688">1 ライセンスごと</td> <td data-bbox="2356 342 2546 688">350 円 (385 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1451 688 1641 825">5G 通信オプション</td> <td data-bbox="1641 688 2148 825">特定携帯電話事業者が提供するドコモ 5G 通信サービスを Fiimo オプションとして提供するサービスをいたします。</td> <td data-bbox="2148 688 2356 825">1 契約ごとに</td> <td data-bbox="2356 688 2546 825">200 円 (220 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1451 825 1641 1848">備考</td> <td colspan="3" data-bbox="1641 825 2546 1848"> <p>ア データ通信 (SMS 機能付き) タイプではご利用いただけません。</p> <p>イ 3G 通信がご利用いただけません。</p> <p>ウ 本オプションの利用申し込みにあたり、以下の条件を満たしていただく必要があります。</p> <p>(1) 当社との間で、Fiimo モバイル通信サービス契約約款に基づき、Fiimo 契約を締結されていること。</p> <p>(2) Fiimo モバイル通信サービスの契約について、利用停止されていないこと。</p> <p>(3) Fiimo モバイル通信サービスの利用料金その他支払債務をお支払期限内にお支払いいただいていること。</p> <p>(4) 本オプションを 5G 回線未対応端末でご利用の場合、利用制限、または通信ができない場合があることを承諾いただくこと。</p> <p>(5) 実際の通信速度は Fiimo 通信ネットワークの混雑状況等により左右されるため、Fiimo 通信サービスの混雑時間帯において、本オプションの利用により通信速度が改善するものではないことを承諾いただくこと。</p> <p>エ 前項各号の申込条件を満たしていただいている場合であっても、お客さまが以下のいずれかに該当するときは、当社はお客さまからの本オプションへの利用申込をお断りさせていただくことがあります。</p> <p>(1) 過去に本規約、Fiimo モバイル通信サービス契約約款に違反したことがある場合、または当社からサービス利用契約を解除されたことがある場合。</p> <p>(2) その他当社が不適切と判断した場合。</p> <p>オ 利用者は、利用料金として、サービス利用契約 1 契約につき料金表に定める月額料金を当社が別途指定する期日までに所定の方法により支払うものとします。</p> <p>カ 利用料金の課金開始は、利用契約の成立日 (Fiimo 契約と同時申込みの場合は、Fiimo 契約の利用開始日) とし、その利用日数に応じて日割します。</p> <p>キ 契約終了付きの利用料金は、その利用日数に応じて日割します。</p> </td> </tr> </table> | i-フィルター for マルチデバイス | 本契約者の請求に基づき、青少年の育成のために不適切と判断される情報等のフィルタリングなどを提供するサービスをいたします。ただし、Fiimo IoT SIM にかかる契約者回線は除きます。 | 1 ライセンスごと | 350 円 (385 円) | 5G 通信オプション | 特定携帯電話事業者が提供するドコモ 5G 通信サービスを Fiimo オプションとして提供するサービスをいたします。 | 1 契約ごとに | 200 円 (220 円) | 備考 | <p>ア データ通信 (SMS 機能付き) タイプではご利用いただけません。</p> <p>イ 3G 通信がご利用いただけません。</p> <p>ウ 本オプションの利用申し込みにあたり、以下の条件を満たしていただく必要があります。</p> <p>(1) 当社との間で、Fiimo モバイル通信サービス契約約款に基づき、Fiimo 契約を締結されていること。</p> <p>(2) Fiimo モバイル通信サービスの契約について、利用停止されていないこと。</p> <p>(3) Fiimo モバイル通信サービスの利用料金その他支払債務をお支払期限内にお支払いいただいていること。</p> <p>(4) 本オプションを 5G 回線未対応端末でご利用の場合、利用制限、または通信ができない場合があることを承諾いただくこと。</p> <p>(5) 実際の通信速度は Fiimo 通信ネットワークの混雑状況等により左右されるため、Fiimo 通信サービスの混雑時間帯において、本オプションの利用により通信速度が改善するものではないことを承諾いただくこと。</p> <p>エ 前項各号の申込条件を満たしていただいている場合であっても、お客さまが以下のいずれかに該当するときは、当社はお客さまからの本オプションへの利用申込をお断りさせていただくことがあります。</p> <p>(1) 過去に本規約、Fiimo モバイル通信サービス契約約款に違反したことがある場合、または当社からサービス利用契約を解除されたことがある場合。</p> <p>(2) その他当社が不適切と判断した場合。</p> <p>オ 利用者は、利用料金として、サービス利用契約 1 契約につき料金表に定める月額料金を当社が別途指定する期日までに所定の方法により支払うものとします。</p> <p>カ 利用料金の課金開始は、利用契約の成立日 (Fiimo 契約と同時申込みの場合は、Fiimo 契約の利用開始日) とし、その利用日数に応じて日割します。</p> <p>キ 契約終了付きの利用料金は、その利用日数に応じて日割します。</p> | | | <p>5G通信オプションの記載を追加</p> |
| i-フィルター for マルチデバイス | 本契約者の請求に基づき、青少年の育成のために不適切と判断される情報等のフィルタリングなどを提供するサービスをいたします。ただし、Fiimo IoT SIMにかかる契約者回線は除きます。 | 1 ライセンスごと | 350 円 (385 円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | ア 本サービスにおける提供条件については、当社 i-フィルター for マルチデバイス利用規約に定めるところによります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| i-フィルター for マルチデバイス | 本契約者の請求に基づき、青少年の育成のために不適切と判断される情報等のフィルタリングなどを提供するサービスをいたします。ただし、Fiimo IoT SIM にかかる契約者回線は除きます。 | 1 ライセンスごと | 350 円 (385 円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5G 通信オプション | 特定携帯電話事業者が提供するドコモ 5G 通信サービスを Fiimo オプションとして提供するサービスをいたします。 | 1 契約ごとに | 200 円 (220 円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | <p>ア データ通信 (SMS 機能付き) タイプではご利用いただけません。</p> <p>イ 3G 通信がご利用いただけません。</p> <p>ウ 本オプションの利用申し込みにあたり、以下の条件を満たしていただく必要があります。</p> <p>(1) 当社との間で、Fiimo モバイル通信サービス契約約款に基づき、Fiimo 契約を締結されていること。</p> <p>(2) Fiimo モバイル通信サービスの契約について、利用停止されていないこと。</p> <p>(3) Fiimo モバイル通信サービスの利用料金その他支払債務をお支払期限内にお支払いいただいていること。</p> <p>(4) 本オプションを 5G 回線未対応端末でご利用の場合、利用制限、または通信ができない場合があることを承諾いただくこと。</p> <p>(5) 実際の通信速度は Fiimo 通信ネットワークの混雑状況等により左右されるため、Fiimo 通信サービスの混雑時間帯において、本オプションの利用により通信速度が改善するものではないことを承諾いただくこと。</p> <p>エ 前項各号の申込条件を満たしていただいている場合であっても、お客さまが以下のいずれかに該当するときは、当社はお客さまからの本オプションへの利用申込をお断りさせていただくことがあります。</p> <p>(1) 過去に本規約、Fiimo モバイル通信サービス契約約款に違反したことがある場合、または当社からサービス利用契約を解除されたことがある場合。</p> <p>(2) その他当社が不適切と判断した場合。</p> <p>オ 利用者は、利用料金として、サービス利用契約 1 契約につき料金表に定める月額料金を当社が別途指定する期日までに所定の方法により支払うものとします。</p> <p>カ 利用料金の課金開始は、利用契約の成立日 (Fiimo 契約と同時申込みの場合は、Fiimo 契約の利用開始日) とし、その利用日数に応じて日割します。</p> <p>キ 契約終了付きの利用料金は、その利用日数に応じて日割します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

| 旧 | | 新 | | 備考(変更理由) | | | | | | | | | |
|---------------|--|---------------|----|-----------------|---|---|--|--|-------------------------|-------------------------|-------------------------------|-------------------------------|---|
| (2) 海外ローミング機能 | | (2) 海外ローミング機能 | | ドコモ(5G)約款の記載を追加 | | | | | | | | | |
| 海外ローミング機能 | <p>ア 外国事業者(当社が別に定める者に限ります。)の電気通信設備から送信された契約者確認信号(外国事業者の電気通信設備において本契約者の移動無線装置を確認した信号をいいます。以下同じとします。)を認識することにより、その外国事業者の電気通信サービスの提供を受けることができるようになる機能をいいます。</p> <p>イ 本機能を利用して行う通信には、次の利用形態があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用形態</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内通話利用</td> <td>外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであって、国際通話利用以外のもの</td> </tr> <tr> <td>国際通話利用</td> <td>外国事業者の電気通信サービスにより当社が別に定める番号を付加して発信したもの</td> </tr> <tr> <td>着信通話利用</td> <td>外国事業者の電気通信サービスにより着信したもの</td> </tr> <tr> <td>海外SMS利用</td> <td>外国事業者の電気通信サービスによりSMS機能を利用したもの</td> </tr> </tbody> </table> | 利用形態 | 内容 | | 国内通話利用 | 外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであって、国際通話利用以外のもの | 国際通話利用 | 外国事業者の電気通信サービスにより当社が別に定める番号を付加して発信したもの | 着信通話利用 | 外国事業者の電気通信サービスにより着信したもの | 海外SMS利用 | 外国事業者の電気通信サービスによりSMS機能を利用したもの | 1 契約ごとに |
| 利用形態 | 内容 | | | | | | | | | | | | |
| 国内通話利用 | 外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであって、国際通話利用以外のもの | | | | | | | | | | | | |
| 国際通話利用 | 外国事業者の電気通信サービスにより当社が別に定める番号を付加して発信したもの | | | | | | | | | | | | |
| 着信通話利用 | 外国事業者の電気通信サービスにより着信したもの | | | | | | | | | | | | |
| 海外SMS利用 | 外国事業者の電気通信サービスによりSMS機能を利用したもの | | | | | | | | | | | | |
| 海外ローミング機能 | <p>ア 外国事業者(当社が別に定める者に限ります。)の電気通信設備から送信された契約者確認信号(外国事業者の電気通信設備において本契約者の移動無線装置を確認した信号をいいます。以下同じとします。)を認識することにより、その外国事業者の電気通信サービスの提供を受けることができるようになる機能をいいます。</p> <p>イ 本機能を利用して行う通信には、次の利用形態があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用形態</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内通話利用</td> <td>外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであって、国際通話利用以外のもの</td> </tr> <tr> <td>国際通話利用</td> <td>外国事業者の電気通信サービスにより当社が別に定める番号を付加して発信したもの</td> </tr> <tr> <td>着信通話利用</td> <td>外国事業者の電気通信サービスにより着信したもの</td> </tr> <tr> <td>海外SMS利用</td> <td>外国事業者の電気通信サービスによりSMS機能を利用したもの</td> </tr> </tbody> </table> | 利用形態 | 内容 | 国内通話利用 | 外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであって、国際通話利用以外のもの | 国際通話利用 | 外国事業者の電気通信サービスにより当社が別に定める番号を付加して発信したもの | 着信通話利用 | 外国事業者の電気通信サービスにより着信したもの | 海外SMS利用 | 外国事業者の電気通信サービスによりSMS機能を利用したもの | 1 契約ごとに | FOMA約款、Xi約款およびドコモ(5G)約款において定められた額と同額(消費税は課税されません) |
| 利用形態 | 内容 | | | | | | | | | | | | |
| 国内通話利用 | 外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであって、国際通話利用以外のもの | | | | | | | | | | | | |
| 国際通話利用 | 外国事業者の電気通信サービスにより当社が別に定める番号を付加して発信したもの | | | | | | | | | | | | |
| 着信通話利用 | 外国事業者の電気通信サービスにより着信したもの | | | | | | | | | | | | |
| 海外SMS利用 | 外国事業者の電気通信サービスによりSMS機能を利用したもの | | | | | | | | | | | | |

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

| 旧 | 新 | 備 考 (変更理由) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|------------|-----|--------------------------------|-----|-----|-----|--------------------------------|-----|-----|---------------|--------------------------------|-----|-----|---------------|--------------------------------|---|-----|-----|-----|---|-----|-----|-----|---|-----|-----|---------------|---|-----|-----|---------------|---|---|
| <p>第3 通話料 2 料金額</p> <p>2-1 通常通話に係るもの</p> <p>2-1-1 2-1-2から2-1-3以外のもの (1) Aプランに係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">通話料</td> <td>L T E約款およびW I N約款において定められた額と同額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) Dプランに係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">通話料</td> <td>F O M A約款およびX i約款において定められた額と同額</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-1-2 電話番号案内接続に係るもの (1) Aプランに係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">電話番号案内料および通話料</td> <td>L T E約款およびW I N約款において定められた額と同額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) Dプランに係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">電話番号案内料および通話料</td> <td>F O M A約款およびX i約款において定められた額と同額</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 料金額 | 通話料 | L T E約款およびW I N約款において定められた額と同額 | 区 分 | 料金額 | 通話料 | F O M A約款およびX i約款において定められた額と同額 | 区 分 | 料金額 | 電話番号案内料および通話料 | L T E約款およびW I N約款において定められた額と同額 | 区 分 | 料金額 | 電話番号案内料および通話料 | F O M A約款およびX i約款において定められた額と同額 | <p>第3 通話料 2 料金額</p> <p>2-1 通常通話に係るもの</p> <p>2-1-1 2-1-2から2-1-3以外のもの (1) Aプランに係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">通話料</td> <td><u>L T E約款、W I N約款およびa u (5G) 約款において定められた額と同額</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) Dプランに係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">通話料</td> <td><u>F O M A約款、X i約款およびドコモ (5G) 約款において定められた額と同額</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2-1-2 電話番号案内接続に係るもの (1) Aプランに係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">電話番号案内料および通話料</td> <td><u>L T E約款、W I N約款およびa u (5G) 約款において定められた額と同額</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) Dプランに係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">電話番号案内料および通話料</td> <td><u>F O M A約款、X i約款およびドコモ (5G) 約款において定められた額と同額</u></td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 料金額 | 通話料 | <u>L T E約款、W I N約款およびa u (5G) 約款において定められた額と同額</u> | 区 分 | 料金額 | 通話料 | <u>F O M A約款、X i約款およびドコモ (5G) 約款において定められた額と同額</u> | 区 分 | 料金額 | 電話番号案内料および通話料 | <u>L T E約款、W I N約款およびa u (5G) 約款において定められた額と同額</u> | 区 分 | 料金額 | 電話番号案内料および通話料 | <u>F O M A約款、X i約款およびドコモ (5G) 約款において定められた額と同額</u> | <p>a u (5G) 約款の記載を追加</p> <p>ドコモ (5G) 約款の記載を追加</p> <p>a u (5G) 約款の記載を追加</p> <p>ドコモ (5G) 約款の記載を追加</p> |
| 区 分 | 料金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 通話料 | L T E約款およびW I N約款において定められた額と同額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 分 | 料金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 通話料 | F O M A約款およびX i約款において定められた額と同額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 分 | 料金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電話番号案内料および通話料 | L T E約款およびW I N約款において定められた額と同額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 分 | 料金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電話番号案内料および通話料 | F O M A約款およびX i約款において定められた額と同額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 分 | 料金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 通話料 | <u>L T E約款、W I N約款およびa u (5G) 約款において定められた額と同額</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 分 | 料金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 通話料 | <u>F O M A約款、X i約款およびドコモ (5G) 約款において定められた額と同額</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 分 | 料金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電話番号案内料および通話料 | <u>L T E約款、W I N約款およびa u (5G) 約款において定められた額と同額</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 分 | 料金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電話番号案内料および通話料 | <u>F O M A約款、X i約款およびドコモ (5G) 約款において定められた額と同額</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

| 旧 | | | | 新 | | | | 備考(変更理由) |
|--|--------|--------------------------------------|------------|--|--------|--|------------|-------------------|
| 2-1-3 SMS機能に係るもの (1) Aプランに係るもの ア イ以外のもの | | | | 2-1-3 SMS機能に係るもの (1) Aプランに係るもの ア イ以外のもの | | | | |
| 区分 | 単位 | 料金種別 | 料金額(税込価格) | 区分 | 単位 | 料金種別 | 料金額(税込価格) | |
| 通話料 | 1送信ごとに | 1～70文字 (半角英数字のみの場合1～160文字) | 3円(3.3円) | 通話料 | 1送信ごとに | 1～70文字 (半角英数字のみの場合1～160文字) | 3円(3.3円) | |
| | | 71～134文字 (半角英数字のみの場合161～306文字) | 6円(6.6円) | | | 71～134文字 (半角英数字のみの場合161～306文字) | 6円(6.6円) | |
| | | 135～201文字 (半角英数字のみの場合307～459文字) | 9円(9.9円) | | | 135～201文字 (半角英数字のみの場合307～459文字) | 9円(9.9円) | |
| | | 202～268文字 (半角英数字のみの場合460～612文字) | 12円(13.2円) | | | 202～268文字 (半角英数字のみの場合460～612文字) | 12円(13.2円) | |
| | | 269～335文字 (半角英数字のみの場合613～765文字) | 15円(16.5円) | | | 269～335文字 (半角英数字のみの場合613～765文字) | 15円(16.5円) | |
| | | 336～402文字 (半角英数字のみの場合766～918文字) | 18円(19.8円) | | | 336～402文字 (半角英数字のみの場合766～918文字) | 18円(19.8円) | |
| | | 403～469文字 (半角英数字のみの場合919～1071文字) | 21円(23.1円) | | | 403～469文字 (半角英数字のみの場合919～1071文字) | 21円(23.1円) | |
| | | 470～536文字 (半角英数字のみの場合1072～1224文字) | 24円(26.4円) | | | 470～536文字 (半角英数字のみの場合1072～1224文字) | 24円(26.4円) | |
| | | 537～603文字 (半角英数字のみの場合1225～1337文字) | 27円(29.7円) | | | 537～603文字 (半角英数字のみの場合1225～1337文字) | 27円(29.7円) | |
| | | 604～670文字 (半角英数字のみの場合1378～1530文字) | 30円(33円) | | | 604～670文字 (半角英数字のみの場合1378～1530文字) | 30円(33円) | |
| イ 国際SMS送信に係るもの | | | | イ 国際SMS送信に係るもの | | | | a u (5G) 約款の記載を追加 |
| 区分 | | 料金額(免税) | | 区分 | | 料金額(免税) | | |
| 通話料 | | LTE約款およびWIN約款において定められた額と同額 | | 通話料 | | LTE約款、WIN約款およびa u (5G) 約款において定められた額と同額 | | |

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

| 旧 | | | | 新 | | | | 備考(変更理由) |
|--------------------------|--------|--------------------------------------|------------|--------------------------|---|--------------------------------------|------------|-----------------|
| (2) Dプランに係るもの アイ以外のもの | | | | (2) Dプランに係るもの アイ以外のもの | | | | |
| 区分 | 単位 | 料金種別 | 料金額(税込価格) | 区分 | 単位 | 料金種別 | 料金額(税込価格) | |
| 通話料 | 1送信ごとに | 1～70文字 (半角英数字のみの場合1～160文字) | 3円(3.3円) | 通話料 | 1送信ごとに | 1～70文字 (半角英数字のみの場合1～160文字) | 3円(3.3円) | |
| | | 71～134文字 (半角英数字のみの場合161～306文字) | 6円(6.6円) | | | 71～134文字 (半角英数字のみの場合161～306文字) | 6円(6.6円) | |
| | | 135～201文字 (半角英数字のみの場合307～459文字) | 9円(9.9円) | | | 135～201文字 (半角英数字のみの場合307～459文字) | 9円(9.9円) | |
| | | 202～268文字 (半角英数字のみの場合460～612文字) | 12円(13.2円) | | | 202～268文字 (半角英数字のみの場合460～612文字) | 12円(13.2円) | |
| | | 269～335文字 (半角英数字のみの場合613～765文字) | 15円(16.5円) | | | 269～335文字 (半角英数字のみの場合613～765文字) | 15円(16.5円) | |
| | | 336～402文字 (半角英数字のみの場合766～918文字) | 18円(19.8円) | | | 336～402文字 (半角英数字のみの場合766～918文字) | 18円(19.8円) | |
| | | 403～469文字 (半角英数字のみの場合919～1071文字) | 21円(23.1円) | | | 403～469文字 (半角英数字のみの場合919～1071文字) | 21円(23.1円) | |
| | | 470～536文字 (半角英数字のみの場合1072～1224文字) | 24円(26.4円) | | | 470～536文字 (半角英数字のみの場合1072～1224文字) | 24円(26.4円) | |
| | | 537～603文字 (半角英数字のみの場合1225～1337文字) | 27円(29.7円) | | | 537～603文字 (半角英数字のみの場合1225～1337文字) | 27円(29.7円) | |
| | | 604～670文字 (半角英数字のみの場合1378～1530文字) | 30円(33円) | | | 604～670文字 (半角英数字のみの場合1378～1530文字) | 30円(33円) | |
| イ 国際SMS送信に係るもの | | | | イ 国際SMS送信に係るもの | | | | ドコモ(5G)約款の記載を追加 |
| 区分 | | 料金額(免税) | 区分 | | 料金額(免税) | | | |
| 通話料 | | FOMA約款およびXi約款において定められた額と同額 | 通話料 | | <u>FOMA約款、Xi約款およびドコモ(5G)約款において定められた額と同額</u> | | | |
| 2-2 国際通話に係るもの | | | | 2-2 国際通話に係るもの | | | | au(5G)約款の記載を追加 |
| (1) Aプランに係るもの | | | | (1) Aプランに係るもの | | | | |
| 区分 | | 料金額(免税) | 区分 | | 料金額(免税) | | | |
| 通話料 | | LTE約款およびWIN約款において定められた額と同額 | 通話料 | | <u>LTE約款、WIN約款およびau(5G)約款において定められた額と同額</u> | | | |
| (2) Dプランに係るもの | | | | (2) Dプランに係るもの | | | | ドコモ(5G)約款の記載を追加 |
| 区分 | | 料金額(免税) | 区分 | | 料金額(免税) | | | |
| 通話料 | | FOMA約款およびXi約款において定められた額と同額 | 通話料 | | <u>FOMA約款、Xi約款およびドコモ(5G)約款において定められた額と同額</u> | | | |

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

| 旧 | 新 | 備考(変更理由) |
|---|--|----------|
| | <p>附 則</p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p>1 この改正約款は、2021年7月30日から実施します。</p> | |